

資料 1

1 障がい者差別の解消に資する市の取組について

(1) 令和元年度の主な取組

① 啓発事業

「吉川市手話言語条例」（令和2年4月1日施行）を広報2月号に掲載し、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解及び手話の普及の促進を図り、共生することのできる地域社会の実現に寄与することを市民に周知した。

② 研修事業

市役所職員への「障害者差別解消法研修」を開催した。

(2) 令和2年度の主な取組

① 啓発事業

- ・鳥取県から始まった障がい者へのちょっとした手助けや配慮を市民に幅広く求める「あいサポート運動」を松伏町と協同で鳥取県と協定締結した。
- ・広報にて、「あいサポート運動」の特集ページを掲載した。
- ・令和2年4月1日施行された「吉川市手話言語条例」をより、知っていただくために、実際に手話を行っている動画を流した（YouTube や庁舎内映像）。

② 研修事業

様々な障がいの特性や障がいがある方が困っていること、必要な配慮などを研修会、講演会を定期的で開催し、「あいサポーター」（支援者）を育成した。併せて、講師育成を目的とした研修を行い、「メッセンジャー」（講師）を育成した。

	R2 (1月末現在)
あいサポーター研修回数 (回)	8
あいサポーター受講者数 (人)	159
メッセンジャー研修回数 (回)	1
メッセンジャー登録者数 (人)	8

(3) 令和3年度の主な取組予定

① 啓発事業

令和2年度より松伏町と共同で開始した「あいサポート運動」をより広く知ってもらうため、小学生を対象とした「キッズ用あいサポート運動」を行っていく。

② 研修事業

小学生を対象とし、様々な障がいの特性や障がいがある方が困っていること、必要な配慮などを盛り込んだ研修会を開催し、「あいサポートキッズ」（支援者）を育成する。

2 障害者差別解消法に関する相談事例

(1) 令和元年度

相談事例 1件

精神障害を抱える相談者が入院し、生命保険を請求する際、約款の規定が分かりにくい説明であったことから、生命保険会社に説明し、説明をわかりやすくするよう配慮していくとの回答を得た。

(2) 令和2年度

相談事例 1件

精神障害を抱える方が、障がい者用駐車スペースに駐車したところ、市内公共施設の職員より注意を受けたと本人より連絡が入った。本人は、事前に施設に連絡し、上記のスペースに停める旨の許可を得ていたにも関わらず、注意を受けたことに憤慨しており、配慮が出来ていなかったため謝罪した。市内公共施設には、今後、同じようなことが起きないように注意喚起した。

3 他市に寄せられた事例

他市のアンケート結果より、配慮が足りず差別を受けたと感じた事例を下記の通り紹介する。

(1) さいたま市

3歳のダウン症の子を持つ母親、自営業の総務・経理業などを自宅で行っている。近所の公立保育園に一時保育利用を申し込んだところ「障がいのある子は利用できない」と言われた。一時保育担当の保育士数では、手のかかる障害児の受け入れは無理との説明。

人員が足りないという園側の事情は納得できるため、断られた事実自体に不満は無いが、市として「障害のある子は利用できない」と決まっていることに関しては、もう少し柔軟に対応があっても良いのでは。障がいと言っても個人差があるため、子の状況や園の空き状況に応じた対応を検討して欲しい。

(2) さいたま市

身体障がいのある自分が、家族で外食をする事がある。そこで、自分が生ビールを注文する際、多くの店員さんが、自分ではなく父か母の前にビールを置く。中にはビールを2個注文しても、2個とも父の前に置かれた事もあり、ショックを受けた。最近はそのような対応も減ったが、店員に「障がい者でもお酒を飲む人はいますよ」と言いたい。

(3) 千葉県

通常級の担任から、「障がいがあるからとわがままを認めるのではなく、人一倍頑張らせないと生きていけない」と言われた。どんなに頑張ったからと言って、障がいがなくなる訳ではない。できない部分は、障がいとして認めて欲しい。

(4) 千葉県

「障害児通所施設に通う、障がい者の声大きい」と近隣住民からの苦情。「こういう人達の作業所は、こんな街中に作るのではなく、もっと、遠くの広いところに作るべきだ」と言われた。